

(記載例)

年 月 日

山口県労働委員会会長 様

申立人 労働組合  
代表者執行委員長  
(署名又は記名押印)

### 申 立 書

労働組合法第7条第 号違反について労働委員会規則第32条により下記のとおり申し立てます。

		記	
申立人	住所	市 町	番地
	名称	労働組合	
	代表者	執行委員長	
		(電話)	
		(FAX)	
被申立人	住所	市 町	番地
	名称	株式会社	
	代表者	代表取締役社長	
		(電話)	
		(FAX)	

#### 請求する救済の内容

- 被申立人は、申立人の組合員A に対し、次の措置を含め、平成 年 月 日以降同人が解雇されなかったと同様の状態に回復しなければならない。
  - 原職又は原職相当職に復帰させること。
  - 解雇から復職までの間に同人が受けるはずであった諸給与相当額を同人に支払うこと。
- 被申立人は、申立人組合の組合員に対し、脱退を勧めるなどして、申立人組合に支配介入してはならないこと。

#### 不当労働行為を構成する具体的事実

- 当事者等
  - 組合は、 株式会社に勤務する労働者を構成員とし、平成 年 月 日に結成され、申立時の組合員数は 名である。上部団体は に所属している。

(2) 会社は、製造を業務内容とし、昭和 年 月 日に創立された。  
資本金は 万円で、申立時の従業員数は 人である。

## 2 組合脱退勧奨

平成 年 月 日、常務取締役 X は、会社応接室で、組合員 B、C に対して、「組合が強いと会社の経営上困るので、悪いようにしないから組合を脱退してくれ」と説得した。

## 3 解雇の経緯

平成 年 月 日、会社は A を勤務成績不良であるとの理由により文書で解雇を通告した。これについて会社は、欠勤・早退等を具体的解雇理由として掲げているが、過去このような理由で解雇された例はない。したがって、この解雇は、会社が A の書記長としての活発な組合活動を嫌悪してなした不利益取扱いであるとともに、A を企業外に排除することによって組合の弱体化を企図したものにほかならない。